

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付事務処理要領 (農業・林業用)

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金の貸付けに係る事務の取扱いについては、大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付要綱（平成17年4月1日金共第7号。以下「要綱」という。）に定めるほかこの事務処理要領による。

第1 事業計画の認定申請

(認定を受けようとする者)

- 1 事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸付適格認定申請書（第1号様式）に、事業計画書（女性活動資金の認定を受けようとする場合は第2号様式、農林漁業後継者資金の場合は第2号様式の2、定住促進資金のうち住宅資金の場合は第2号様式の3、結婚資金の場合は第2号様式の4、農山漁村ツーリズム推進資金の場合は第2号様式の5）を添えて、要綱第3に定める農業協同組合長に提出する。
- 2 申請者は、大分県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）代表理事理事長あての県信連の定める借入申込書（参考様式1）及び制度資金に係る個人情報の第三者提供に関する同意書（参考様式2）に1項の貸付適格認定申請書、事業計画書及び添付資料を添えて農業協同組合長に提出するものとする。
- 3 申請者（11項のただし書に該当する者を除く。）は、大分県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）会長理事あての基金協会の定める債務保証委託申込書に1項の貸付適格認定申請書、事業計画書及び添付書類を添えて農業協同組合長に提出するものとする。
- 4 申請者が団体である場合は、認定申請書に要綱第2に規定する団体としての資格要件を具備した団体の規約を添付する。

(農業協同組合)

- 5 1項の認定申請書の提出を受けた農業協同組合長は、当該認定申請書に金融上の意見書（第3号様式）を添付し市町村長に、2項の借入申込書を県信連代表理事理事長にそれぞれ送付する。
- 6 2以上の市町村にまたがる地域を地区とする農業協同組合長が認定申請書の提出を受けたときは、その者の住所地の市町村長に送付する。
- 7 3項の債務保証委託申込書は、県信連を経由して基金協会会長理事に送付する。

(市町村)

- 8 認定申請書の送付を受けた市町村長は、当該認定申請書に意見書（第4号様式）を添付し、振興局長に送付する。

(振興局)

9 認定申請書の送付を受けた振興局長は、借入の必要性、計画の内容等を調査のうえ、意見書（第5号様式）及び申請が複数ある場合は認定申請一覧表（第6号様式）を添えて団体指導・金融課長に提出する。

なお、意見書は企画・農政（・就農）班が関係班の意見をとりまとめ作成する。

(団体指導・金融課)

10 振興局長から提出された認定申請書を受取り、大分県農業制度資金運営協議会設置要領により設置されている大分県農業制度資金審査会において貸付の可否を審査する。

(債権保全措置)

11 申請者は、基金協会の債務保証を受けなければならない。

ただし、若者育成資金のうち定住促進資金を申請する林業者については、連帯保証人を1名以上立てなければならない。

また、申請者が団体の場合は構成員が連帯債務者となる。

原則として、融資対象物件は担保として提供するものとする。

他の債務保証の要件については、基金協会の定めによるものとする。

12 女性活動資金及び若者育成資金の申請者は、女性活動資金及び若者育成資金に係る既存保証残高（保証人又は物的担保を徴求している貸付は除く。）との合計額が700万円までは、原則として融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は徴求しない。

合計額が700万円を超える場合は、原則として担保を徴求し、必要に応じて保証人を徴求する。

第2 事業計画の認定等

1 知事は、事業計画を認定したときは、貸付適格認定書（第7号様式）を申請者に交付するとともに貸付適格認定連絡書（第8号様式）を市町村長、県信連代表理事理事長、農業協同組合長、基金協会会長理事（第1の11項のただし書に該当する者を除く。）、振興局長（以下「市町村長等」という。）に通知する。

2 知事は、事業計画の認定をしないときは、貸付適格不認定通知書（第7号様式の2）を申請者に交付するとともに貸付適格不認定連絡書（第8号様式の2）を市町村長等に通知する。

第3 借入手続

(借受者)

1 貸付適格認定書を交付された者（以下「借受者」という。）は、認定書を受けた日から原則30日以内に借用証書（県信連が別に定める様式）に印鑑証明書及び認定書（写）を添えて農業協同組合長に提出する。

- 2 借受者から借用証書の提出を受けた農業協同組合長は、速やかに書類を審査し、当該書類を県信連代表理事理事長に送付する。

第4 資金の貸付

(県信連)

- 1 県信連代表理事理事長は、資金貸付を終了したときは、実施後20日以内に貸付実行報告書(第9号様式)を団体指導・金融課長に提出するものとし、要綱第7の規定の日を越えて借り入れ手続きを行わない場合は、別途報告する。

(農業協同組合)

- 2 農業協同組合長は、県信連から貸付金の送付を受けたときは、ただちに借受者の別段貯金口座に入金する。
- 3 農業協同組合長は、貸付金を借受者の別段貯金口座に振込むと同時に、本資金が貸付けられたことを通知のうえ、借入者より領収書(第10号様式)を徴求し、県信連代表理事理事長に送付する。

第5 資金の償還

- 1 県信連代表理事理事長は、償還期日前に農業協同組合を経由して払込通知書を借受者に送付する。
- 2 借受者は、払込通知書に示された支払期日までに、償還金を農業協同組合を通じて県信連に払込むものとする。
- 3 県信連代表理事理事長は、前項の償還金が払込まれたときは、適宜県に償還するものとする。

第6 借入辞退及び繰上償還

- 1 認定を受けた者が、資金の貸付を受ける前に借入を辞退しようとするとき、又は、資金の貸付を受けた後に繰上償還を行うときは、大分県農山漁村女性・若者活動支援資金辞退・繰上償還届(第11号様式)を農業協同組合長に提出しなければならない。
- 2 農業協同組合長は、前項の辞退届又は繰上償還届に大分県農山漁村女性・若者活動支援資金辞退・繰上償還届進達書(第12号様式)を添えて、団体指導・金融課長(振興局を経由)及び県信連代表理事理事長に提出する。
- 3 県信連代表理事理事長は、基金協会会長理事にその旨通知する。
- 4 繰上償還は、約定償還計画の最終年部分から償還したものとみなす。

第7 事業実施報告

(借受者)

- 1 借受者は、あらかじめ知事の承認を受けた場合を除き、当該貸付けを受けた日の翌日から起算して、6ヵ月以内に事業を実施(完了)するものとし、事業実施(完了)後20日以内に事業実施報告書(第13号様式の1。ただし、結婚資金は第13号様

式の2)を農業協同組合長に提出しなければならない。

2 貸付けを受けたものが団体である場合は、個人別内訳を添付しなければならない。

(農業協同組合)

3 事業実施報告書を受理した農業協同組合長は、事業実施状況を確認し、農業協同組合長証明欄(結婚資金を除く。)に記入のうえ、振興局長に提出する。

(振興局)

4 振興局長は、貸付農家調書(第14号様式)結婚資金を除く。)を添えて、団体指導・金融課長に提出する。

第8 認定申請等の内容変更

1 第2の1による事業計画の認定後、すでに提出した認定申請書及び事業計画の内容に重要な変更を生じた場合(計画外の機械等の購入、若しくは総事業費の2割以上の増加。)には、申請者はただちに事業計画変更申請書(様式15号)に変更後の申請書及び事業計画書を添付し、認定申請手続きに準じ知事に提出する。

2 知事は、前項の変更申請書を受理したときは、変更の内容を審査し、承認する場合は適格認定変更承認書(第16号様式)を申請者に、適格認定連絡書(第8号様式)を市町村長等に通知する。

3 知事は、前項の審査によりその変更を承認しない場合は、適格認定変更不承認通知書(第16号様式の2)を申請者に、適格認定変更不承認連絡書(第16号様式の3)を市町村長等に通知する。

第9 認定の取り消し及び一時償還

1 知事は、第8の2項による審査において不承認と決定した場合で、必要と認めるときは、認定の取り消しを行い、県信連代表理事理事長をして既に貸付けた貸付金の一時償還を命ずることができる。

2 知事は、貸付金の用途等について、次の一に該当するときは、認定の取り消し、又は一時償還により既に貸付けた貸付金の全部若しくは一部の返還を県信連代表理事理事長をして命ずることができる。

(1)借受者が、貸付金を目的以外に使用したとき、又は要綱に違反したとき。

(2)借受者が、要綱第2に規定する貸付対象者(農山漁村若者にあつては、年齢事項を除く。)でなくなったとき。

第10 支払いの猶予

1 借受者が要綱第11条に規定する事項により支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予承認申請書(第17号様式)に、次に掲げる事由に応じ、それぞれに定める者が発行する証明書及び経営収支計画(様式例1,2を参照)を添え、償還期限

の30日前まで（知事がやむを得ない事由があると認める場合にあっては、償還期限の前日まで）に農業協同組合長に提出しなければならない。

また、基金協会会長理事あての基金協会の定める債務保証契約変更申請書を農業協同組合長に提出しなければならない。

天災による災害	市町村長
盗難	警察署長
火災	市町村長
死亡	市町村長
疾病	医師
負傷	医師

支払猶予期間は、当該申請の償還回が約定最終償還の1回前までの場合は、約定最終償還日をもって猶予期間とし、均等又は一括返済させるものとする。約定最終償還回の申請の場合は、1年以内の期間で支払猶予を行うものとし、一括返済させるものとする。

2 1項の猶予承認申請書を受理した農業協同組合長は、速やかに、団体指導・金融課長（振興局を經由）及び県信連代表理事理事長に送付する。

また、債務保証委託契約条件変更申請を県信連を經由して基金協会会長理事に送付する。

3 知事は猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、支払猶予承認通知書（第18号様式）を振興局及び農業協同組合を經由して借受者に交付するとともに、写しを県信連代表理事理事長に送付する。

4 前項の承認を受けた借入者は、速やかに農業協同組合を介し県信連の定める条件変更申請書（参考様式3）を県信連代表理事理事長に提出し変更手続きを行うものとする。

5 知事は支払猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を3項に準じて申請者に通知するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 この改正された要領は、平成18年4月1日から適用する。

3 この改正された要領は、平成19年5月1日から適用する。

4 この改正された要領は、平成19年12月26日から適用する。

5 この改正された要領は、平成20年6月1日から適用する。

6 この改正された要領は、平成27年3月23日から適用する。

7 この要領において、大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付要綱第3のただし書に該当する場合、農業協同組合は県信連と、農業協同組合長は県信連代表理事理事長と読み替える。

8 この改正された要領は、平成28年4月1日から適用する。

9 この改正された要領は、令和元年7月31日から適用する。

- 1 0 この改正された要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 1 この改正された要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 2 この改正された要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。